

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護療養型医療施設・介護老人福祉施設	3 運営	非常災害対策	【条例第81号第31条第1項（水防法第15条の3第1項）】 【条例第79号第55条（第32条準用）、第77号第167条（第155条、第100条準用）、水防法第15条の3第1項】	水防法に基づく浸水想定区域内に所在し、市町村地域防災計画に施設名が掲載されているため、避難確保計画を策定し、当該計画に基づく避難訓練を実施すること。	飛騨県事務所
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	運営規程	【介護保険法第74条】	指定居宅サービス事業者が遵守すべき運営等に関する基準は都道府県条例により規定されているため、運営規程の記載（第2条第1項（4））を修正すること。	飛騨県事務所
3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	個別計画の作成	【条例第77号第254条第1項】・【条例第77号第237条第1項】	特定福祉用具販売計画を作成すること。福祉用具貸与計画を作成していない場合があるため、漏れなく作成すること。	飛騨県事務所
4	特定福祉用具販売	3 運営	重要事項説明書	【条例第77号第256条（第9条第1項準用）】	特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の提供の開始に際し、重要事項について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ること。	飛騨県事務所
5	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【条例第77号第164条】	運営規程において、ユニットの数及びユニットごとの利用定員を定めること。	飛騨県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	【条例第77号第23条第4項】	訪問介護計画における目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について、常に評価を行うとともに、その評価に応じて計画の変更を行うなどし、サービスの改善を図ること。	飛騨県事務所
2	訪問介護	3 運営	運営規程	【条例第77号第9条第1項】、【基準要綱第3の1(3)サ(イ)b】	運営規程において、介護給付の対象となるサービスと対象とならないサービスについて、各サービスの内容が混同しているため、利用者の誤解を招くことのないよう明確に区分して記載すること。また、併せて重要事項説明書も同様に修正すること。	飛騨県事務所
3	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	【条例第77号第9条第1項】	介護保険制度の法定代理受領サービスに係る利用者負担割合は、所得に応じて1割から3割までの負担であるため、重要事項説明書の記載について修正すること。また、利用者がサービスを選択するために必要な重要事項として、利用料金（基本部分や加算部分）について記した文書を交付すること（重要事項説明書への追記でも可。）。	飛騨県事務所
4	訪問介護	4 報酬	生活機能向上連携加算	【老企第36号第2の2(20)②イ、①ハ】	生活機能向上連携加算について、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画に、生活機能アセスメントの結果のほか、次の内容を記載すること。 (a) 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 (b) 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 (c) bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 (d) b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容 また、当該計画から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施するとともに、その記録を残すこと。	飛騨県事務所
5	訪問介護	3 運営	運営規程	【条例第77号第29条】	運営規程の管理者の情報について、前管理者の情報が記載されているため、正しく記載すること。	飛騨県事務所
6	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	【条例第77号第9条第1項】	介護保険制度の法定代理受領サービスに係る利用者負担割合は、所得に応じて1割から3割までの負担であるため、重要事項説明書の記載について、利用者に誤解が生じないように整理すること。	飛騨県事務所
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	【条例第77号第24条第2項第1号】	訪問介護計画に目標や期間等が盛り込まれていないため、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。	飛騨県事務所
8	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	【条例第77号第30条第1項】	原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	飛騨県事務所
9	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	【条例第77号第30条第3項】	訪問介護員等に対して研修の機会を確保しているが、その記録がなされていないため、記録すること。	飛騨県事務所
10	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	【条例第77号第24条第2項第1号】	居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を作成すること。	飛騨県事務所
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	【条例第77号第24条第2項第4号】	訪問介護計画における目標の達成状況を記録すること。また、当該達成状況に基づき、新たな訪問介護計画を作成すること。	飛騨県事務所
12	訪問介護	3 運営	秘密保持等	【条例第77号第33条第1項】	事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずること。	飛騨県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	【厚生労働大臣が定める基準・平成27年厚生労働省告示第95号】	専従の機能訓練指導員1名に加えて、指定通所介護を行う時間帯を通じて機能訓練指導員を1名配置していない日については、個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）の要件を満たさないため、当該日について介護報酬の返還を行うこと。	飛騨県事務所
2	通所介護	1 人員	人員配置	【条例第77号第92条第1項第2号】	サテライト事業所における看護職員の配置について、他の職務に従事する時間とは区別し、明確に勤務する時間を定めて配置すること。	飛騨県事務所
3	通所介護	2 設備	設備	【条例第77号第93条第2項第2号】	相談室は遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮すること。	飛騨県事務所
4	通所介護	3 運営	非常災害対策	【条例第77号第100条第2項】	非常災害時の訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	飛騨県事務所
5	通所介護	1 人員	人員配置	【条例第77号第92条第1項第1号】	生活相談員が不在の日があるため、サービス提供日ごとに、生活相談員の勤務時間数合計が、当該サービス提供時間帯の時間数以上となるよう配置すること。	飛騨県事務所
6	通所介護	1 人員	人員配置	【条例第77号第92条第1項第3号、同条第2項】	介護職員が不在となる時間帯が生じる日があるため、通所介護の単位ごとに、介護職員の勤務時間数合計が、当該サービス提供時間帯の時間数以上となるよう、また、介護職員が常時1名以上従事するよう配置すること。	飛騨県事務所
7	通所介護	3 運営	個別サービス計画	【条例第77号第96条第3項】	通所介護計画の目標の達成状況を記録すること。	飛騨県事務所
8	通所介護	3 運営	運営規程 重要事項説明書	【条例第77号第97条、第103条（第9条第1項準用）】	次の事項について、運営規程と重要事項説明書の記載を統一すること。従業者の員数・営業日及び営業時間・利用料（時間延長料金）	飛騨県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	3 運営	苦情	【条例第77号第167条（第155条、第36条第1項準用）】	苦情に関する掲示物について、苦情受付担当者の変更が反映されていないため、修正すること。	飛騨県事務所
2	短期入所生活介護	3 運営	事故	【条例第77号第167条（第155条、第38条第1項準用）】	事故が発生した場合に県への報告がされていないため、「岐阜県介護保健施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき報告すること。	飛騨県事務所
3	短期入所生活介護	3 運営	運営規程 重要事項説明書	【条例第77号第167条（第139条準用）】	通常の送迎の実施地域について、重要事項説明書と運営規程の記載を統一すること。また、重要事項説明書に記載の指定年月日を正しく修正すること。	飛騨県事務所
4	短期入所生活介護	3 運営	運営規程	【条例第77号第164条】	運営規程において、ユニットの数及びユニットごとの利用定員を定めること。	飛騨県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与	3 運営	苦情処理	【条例第77号第244条（第36条第2項準用）】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録すること。	飛騨県事務所
2	特定福祉用具販売	3 運営	秘密保持等	【条例第77号第256条（第33条第2項準用）】	利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	飛騨県事務所
3	福祉用具貸与	3 運営	記録の整備	【条例第77号第243条第2項】	契約書において福祉用具貸与サービス提供に関する記録の保存期間が2年となっているため、5年とすること。	飛騨県事務所
4	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	勤務体制の確保等	【条例第77号第244条及び第256条（第98条第1項準用）】	管理者と福祉用具専門相談員を兼務している者のみが勤務し、サービス提供時間内に福祉用具専門相談員がいない時間が生じていた。福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、福祉用具専門相談員が行わなければならないことから、適切な勤務の体制を定めること。	飛騨県事務所
5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	サービス担当者会議	【条例第77号第244条（第14条及び第15条準用）、第256条（第14条及び第15条準用）】	サービス担当者会議の記録が作成されていないため、記録等を作成すること。	飛騨県事務所

〇令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護医療院	3 運営	介護医療院サービスの取扱方針	【条例第81号第16条第6項第2号】	身体的拘束等の適正化のための指針及びマニュアルにおいて、内容に相違があるため、実態に即したものとなるよう見直しを行うこと。	飛騨県事務所
2	介護療養型医療施設	3 運営	記録の整備	【条例第81号第8条第1項、第41条第2項第2号】	契約書において、サービスの提供に関する記録の保存期間を2年間としているため、5年間とすること。また、身体拘束廃止に関する指針において、身体的拘束等の態様及び時間、その時の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録の保存期間を2年間としているため、5年間とすること。	飛騨県事務所
3	介護療養型医療施設	3 運営	施設サービス計画の作成	【条例第81号第18条第2項第5号】	施設サービス計画原案の段階で、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、その内容について専門的な見地からの意見を求める必要があるところ、当該施設サービス計画期間開始後に会議開催等を実施しているため、是正すること。	飛騨県事務所
4	介護療養型医療施設	3 運営	施設サービス計画の作成	【条例第81号第18条第2項第6号】	施設サービス計画原案の段階で、その内容について入院患者又はその家族に対して説明し、同意を得る必要があるところ、当該施設サービス計画期間開始後に同意を得ているため、是正すること。	飛騨県事務所
5	介護療養型医療施設	3 運営	事故発生の防止及び発生時の対応	【条例第81号第39条第1項第1号】	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	飛騨県事務所
6	介護療養型医療施設	4 報酬	経口維持加算	【老企第40号第2の7(27)（第2の5(26)準用)】	経口維持計画の作成及び見直しを行った場合において、当該計画実施前にその内容について入院患者又はその家族に説明し、同意を得る必要があるところ、計画開始後に同意を得ていたため、是正すること。	飛騨県事務所
7	介護療養型医療施設	4 報酬	特定診療費	【老企第58号第2の9(1)】	リハビリテーション実施計画の作成及び見直しを行った場合において、当該計画実施前にその内容について入院患者又はその家族に説明し、同意を得る必要があるところ、計画開始後に同意を得ていたため、是正すること。	飛騨県事務所
8	介護療養型医療施設	4 報酬	特定診療費	【老企第40号第1（老企第36号）第1の5準用)】	特定診療費の薬剤管理指導について、薬剤師の退職により当該加算を算定できない状況が生じた場合は、速やかにその旨を届け出ること。	飛騨県事務所
9	介護老人福祉施設	3 運営	入退所	【条例第79号第55条（第13条第1項準用)】	入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載すること。	飛騨県事務所
10	介護老人福祉施設	4 報酬	科学的介護推進体制加算	【老企第40号第2の5(38)】	科学的介護推進体制加算について、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行うこと。さらに、その検証結果に基づき、入所者の施設サービス計画の見直しを行う等、サービスの更なる質の向上に努めること。	飛騨県事務所